

新潟市地域生活支援拠点等事業

平成30年3月19日（月）

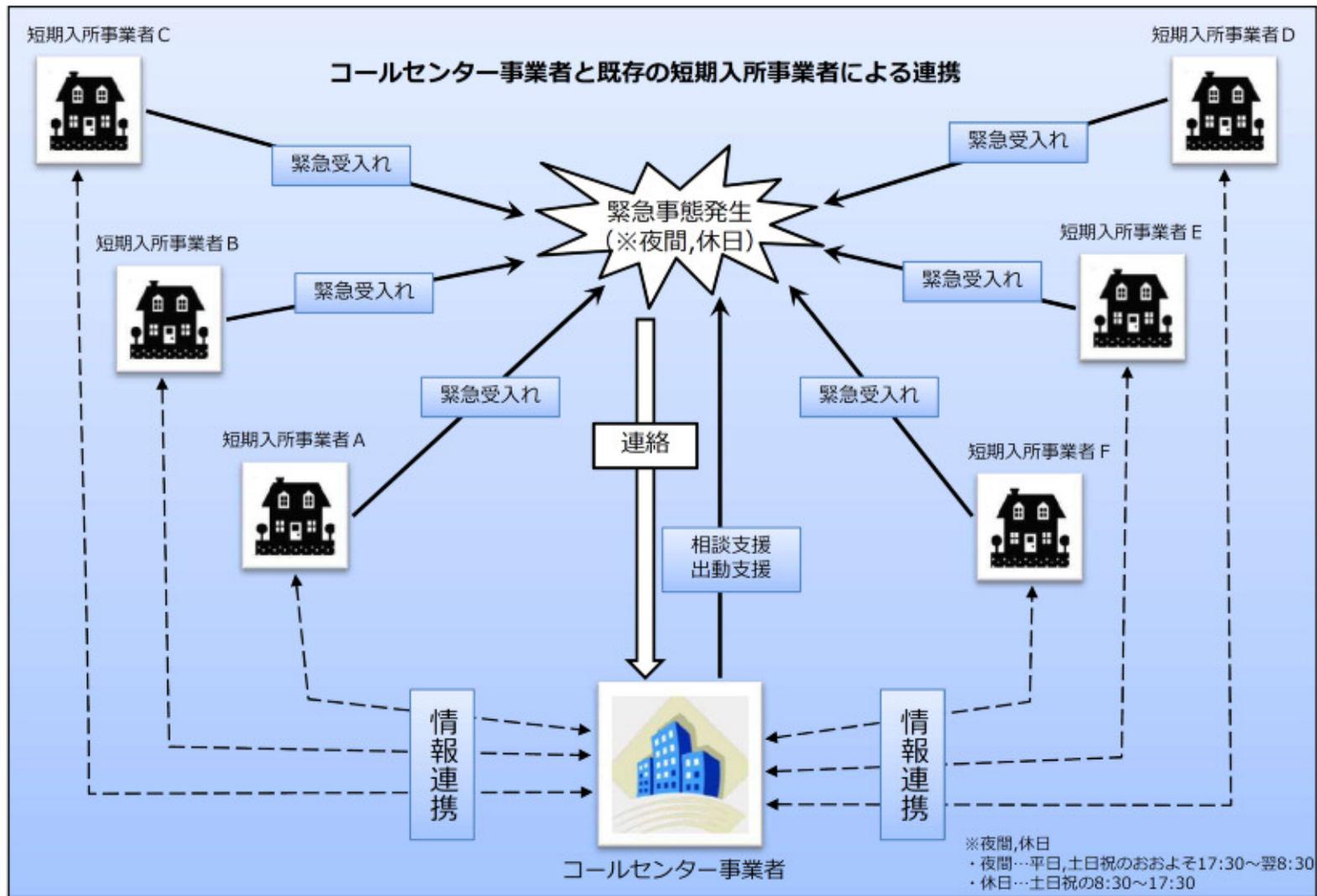
新潟市障がい者地域自立支援協議会第20回全体会 議事（3）

1. 事業の方向性
2. 課題①：コールセンター事業の見直し
3. 課題②：緊急支援体制の強化
4. 課題③：相談機関とコールセンター事業者との連携の在り方
5. 今後の検討課題

1. 事業の方向性

(1) 夜間・休日における緊急時支援体制の整備 (イメージ)

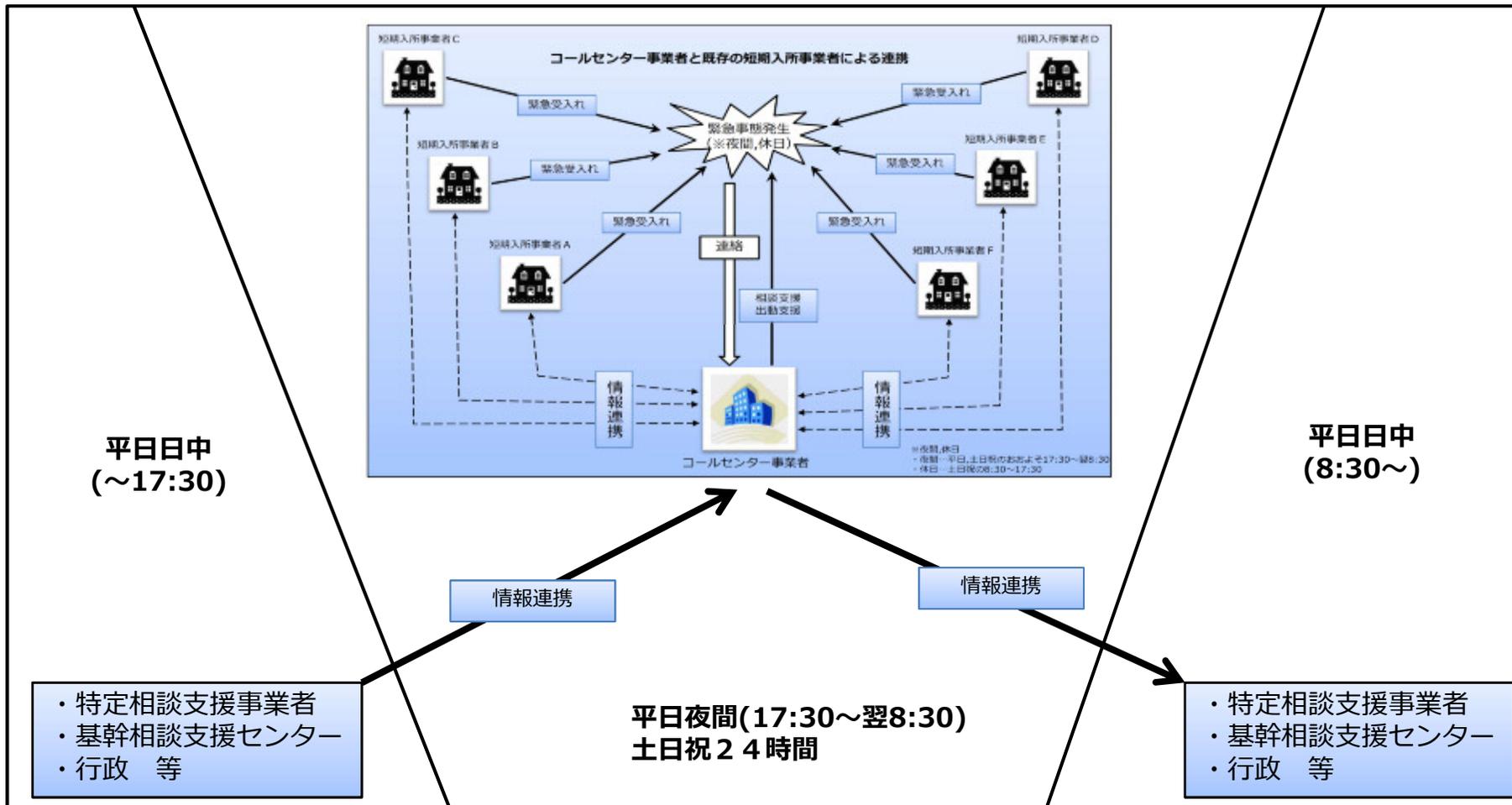
平成29年10月30日 自立支援協議会第19回全体会資料より抜粋



1. 事業の方向性

(2) 日中相談機関との連携

平成29年10月30日 自立支援協議会第19回全体会資料より抜粋



1. 事業の方向性

(3) 主な検討課題

課題①：コールセンター事業の見直し

課題②：緊急支援体制の強化

課題③：相談機関とコールセンター事業者との連携の在り方

2. 課題①：コールセンター事業の見直し

(1) 開設時間

開設時間：平日17時30分～翌8時30分、土日祝日24時間

(2) 業務内容

一般相談支援：障がい児者及びその家族、関係者等に対する相談支援。電話による対応のみで、来所相談、訪問相談には対応しない。

個別相談支援：**登録者**に対する相談支援。事前に**緊急時対応プラン**を作成し、緊急事態発生時には、必要に応じて出動支援、受入れ支援、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 人員配置

管理者、主任コーディネーター、コーディネーター

開設時間には必ず1人以上の主任コーディネーター又はコーディネーターを配置。

(4) 委託法人等（予定）

委託法人：社会福祉法人新潟太陽福祉会

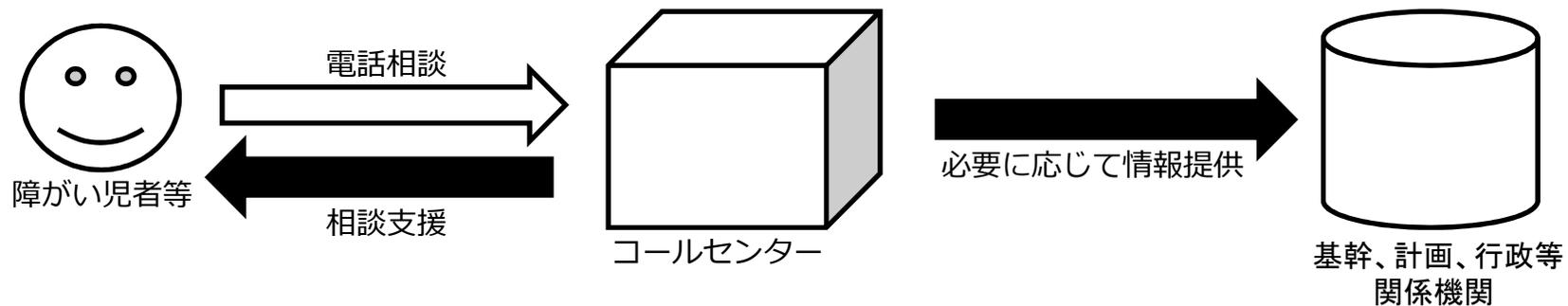
事業所名：夜間・休日コールセンター「らいとはうす」

所在地：北区太夫浜字下浜山675番地 太陽の村 内

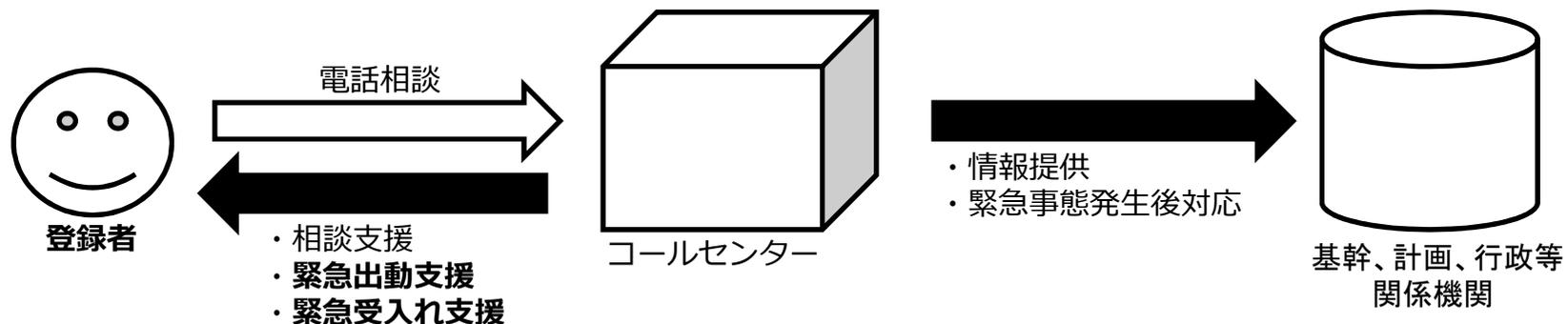
※事業名を「新潟市夜間・休日相談支援事業」に改める

2. 課題①：コールセンター事業の見直し

○一般相談支援（イメージ）



○個別相談支援（イメージ）



2. 課題①：コールセンター事業の見直し

(5) 個別相談支援の登録者

①：強度行動障がい児

本人要件：短期入所、行動援護の支給決定を受けている者のうち「自傷・他害、器物破損」に関する調査項目で「ほぼ毎日支援が必要」と認定を受けているもの。

⇒H29.12月末支給決定者のうち、**42人** ▷ 事業説明、申請勧奨（H30.4月～）

②：強度行動障がい者

本人要件：行動関連項目調査結果合計点18点以上で、且つ自傷又は他害に関する調査項目で「ほぼ毎日支援が必要」と認定を受けている者。

⇒H29.12月末支給決定者のうち、**22人** ▷ 事業説明、申請勧奨（H30.4月～）

③：高齢の介護者のみと生活する重度知的障がい者

本人要件：障がい支援区分4以上の認定を受けており、在宅で生活する知的障がい者（GH入居者を除く）。⇒H29.12月末支給決定者のうち、**648人**

世帯要件：648人の世帯状況を調査し設定

▷ H30年度中の登録を目指す

④：①～③に準ずる状態にある者 ▷ 今後情報集約予定

2. 課題①：コールセンター事業の見直し

(6) 緊急時対応プランの作成

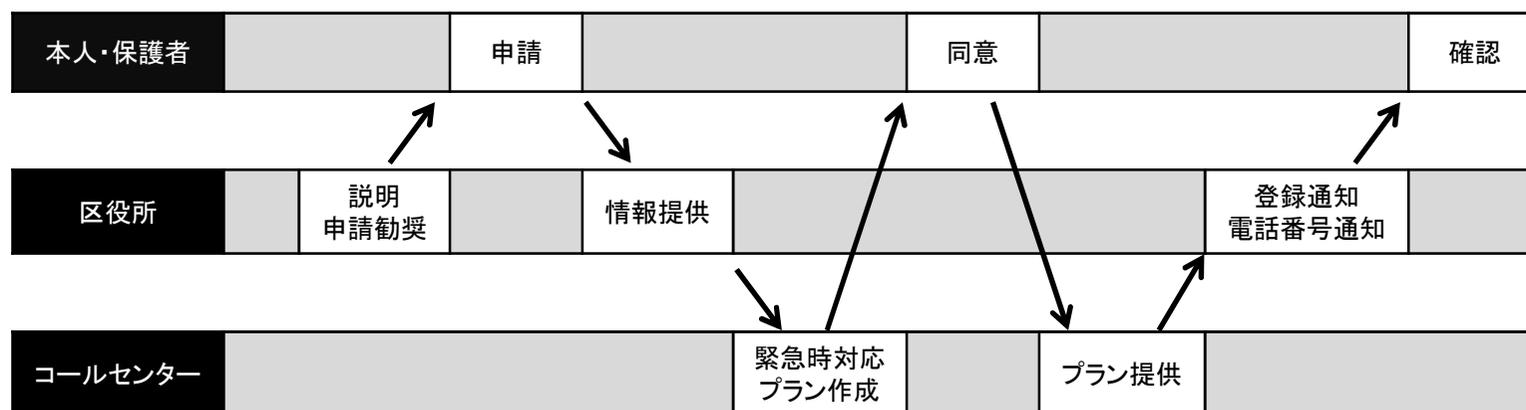
①内容

基本情報、世帯状況、サービス利用状況、**短期入所受入れ順位、緊急時対応方針** 等

②作成者

夜間・休日相談支援事業者（主任コーディネーター）

③申請～緊急時プラン作成～登録の流れ



3. 課題②：緊急支援体制の強化

(1) 緊急事態発生に備えた短期入所の事前調整

○緊急時対応プラン様式より抜粋

7. 短期入所 受入れ調整順位

順位	事業所名	連絡先	担当者
①	○○○○○事業所	025-○○○-○○○○	○○ ○○
②	ショートステイ△△△	025-△△△-△△△△	△△ △△
③	×××福祉園	025-×××-××××	×× ××

【調整順位の考え方】

①：既に定期的な利用実績がある事業所（複数ある場合は実績や登録者の特性等を考慮）

▷②：登録者の居住区にある事業所（複数ある場合は登録者の特性等を考慮）

▷③：①②いずれにも該当しないが、協力可能な事業所

▷①～③全て対応不可だった場合、コールセンターによる緊急受入れ発動

3. 課題②：緊急支援体制の強化

(2) 緊急事態発生後の短期入所のバックアップ

①緊急時対応プラン作成



②緊急事態発生



③その日の支援



④その後の支援

◀ 【短期入所事業所】

- ・ 緊急支援コアメンバー会議の参加
- ・ 受入れ可能日の情報提供 等

緊急事態発生後のバックアップ

3. 課題②：緊急支援体制の強化

(事例)

①緊急時支援プランの作成

A区在住の障がいのある本人と70代の母の2人世帯。個別相談支援の登録申請が上がった。本人は日中生活介護事業所に通所。短期入所は支給決定を受けているが利用実績なし。日常生活の支援は必須だが、行動障がい等はないため、**A区にあるB短期入所事業所を受入れ調整順位1位として緊急時対応プランを作成**。プラン作成を機に、近くB短期入所事業所を利用することで調整がついていた。

②緊急事態発生

その矢先、本人の通所先である生活介護事業所の職員が、朝の迎えの際に母が倒れているのを発見。通報し救急搬送される。本人は日中は生活介護事業所で過ごしたが、**夜間は短期入所による支援が必要となり調整開始**。

③その日の支援

受入れ調整順位1位であるB短期入所事業所と調整がつき、**その日はB短期入所事業所で受入れ**。しかし翌日はどうしても調整がつかず、他の短期入所事業所も受入れ不可だったため、**翌日はコールセンターの緊急受入れ支援を発動**。何とか2日間を乗り切る。

④その後の支援

母の回復、退院が見込めないことから、施設入所、GHへの入居を視野に入れることに。**翌日以降も継続的な短期入所による支援が必要となり、コアメンバー会議を開催し、調整を行うこととなった**。

3. 課題②：緊急支援体制の強化

平成30年2月5日 厚生労働省発出「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」より抜粋

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

《緊急短期入所受入加算の見直し》

[現 行]

- イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 120単位/日
- ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 180単位/日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

[見直し後]

- イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 180単位/日
- ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 270単位/日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

《定員超過特例加算【新設】》 50単位/日

※ (2) の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

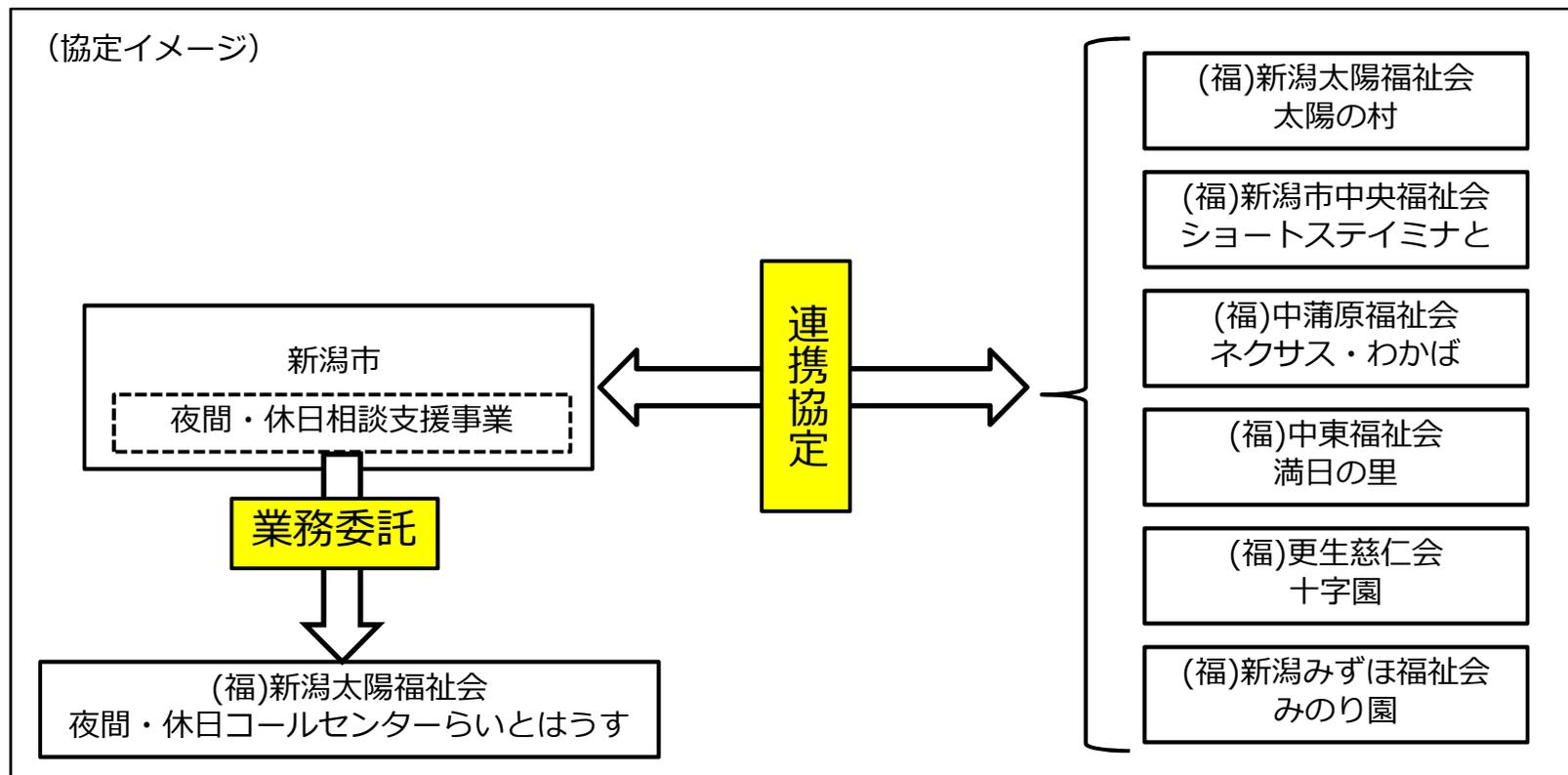
※いずれも報酬告示、留意事項通知が示されていないため、「緊急時」の定義等については不明（H30.3.1時点）

3. 課題②：緊急支援体制の強化

(4) 短期入所事業所との連携協定の締結

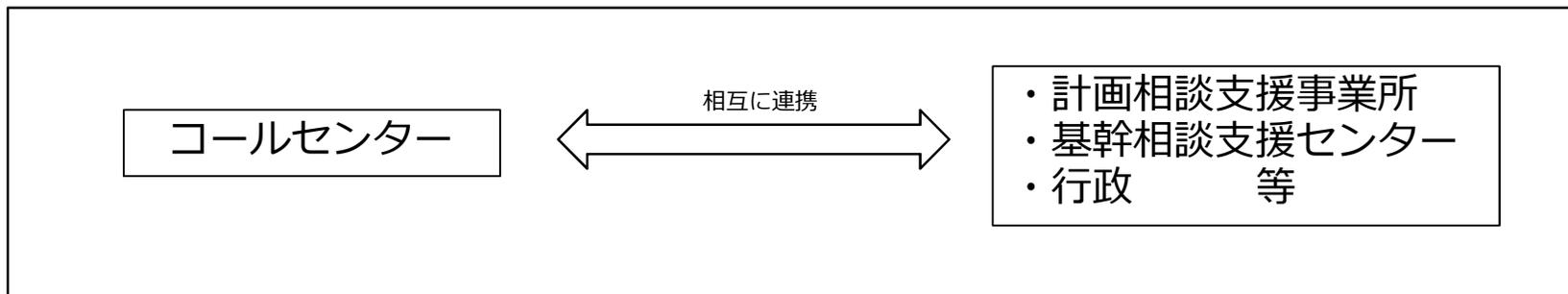
【連携・協力内容】

- ・登録者の緊急時対応プランの作成に関すること
- ・登録者の緊急対応に係る連絡調整に関すること
- ・登録者の緊急受入れ支援に関すること
- ・連絡調整会議の設置

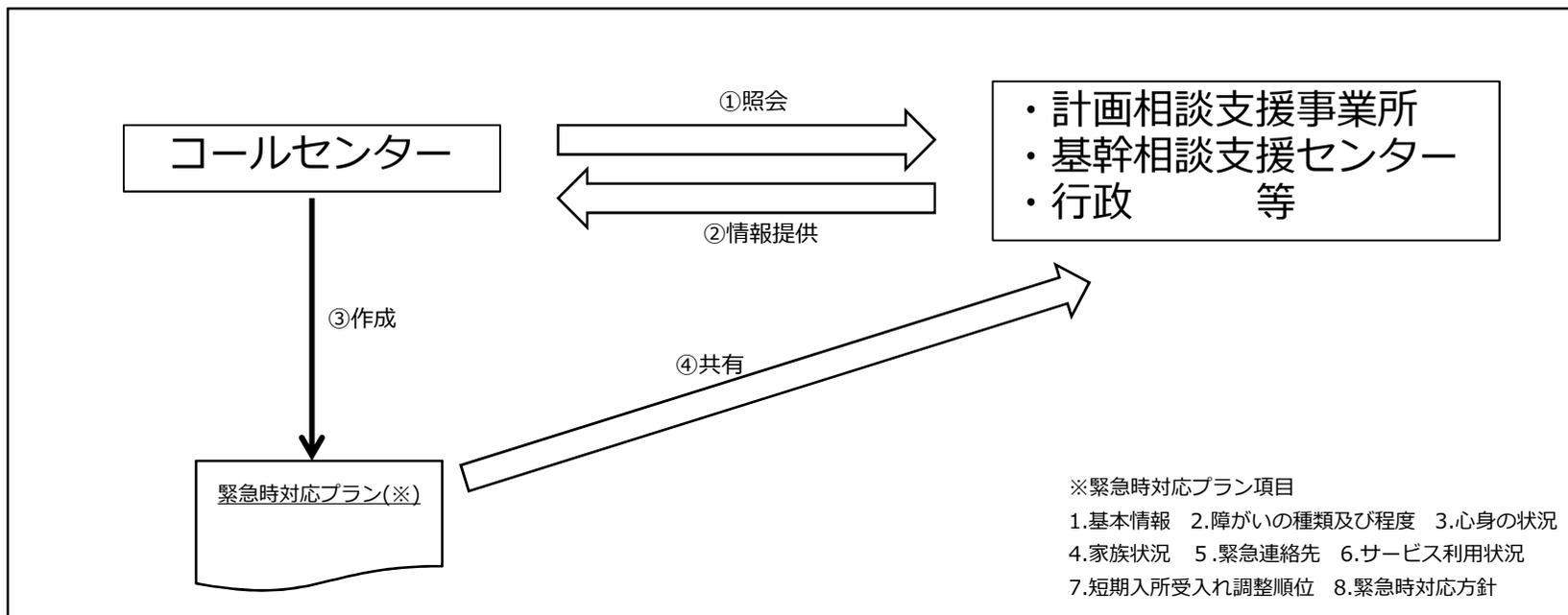


4. 課題③：相談機関とコールセンター事業者との連携の在り方

(1) 一般相談支援における連携



(2) 緊急時対応プラン作成時における連携



5. 今後の検討課題

平成30年4月以降

(1) 見直し後のコールセンター事業開始

(2) 行動障がい児者の登録申請開始

(3) 短期入所事業所との連携協定締結

(4) **高齢の介護者のみと生活する重度知的障がい者等の世帯状況の集約**

(5) **事業開始後の事例分析、課題検討、改善協議**

5. 今後の検討課題

平成29年7月7日 厚生労働省発出「地域生活支援拠点等の整備促進について」より一部抜粋

(1) 拠点等において支援を担う者の協力体制の確保・連携

支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければならない。

また、関係機関等との役割分担及び連携強化を図るため、運営に当たっては、市町村と拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要である。

(2) 拠点等における課題等の活用について

拠点等においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、事例を集約することが必要である。

(3) 拠点等に必要な機能の実施状況の把握

市町村は、拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、把握しなければならない。

また、市町村と拠点等の関係者が協働して方針を策定していくなど工夫をすることで、当該方針に対する拠点等の理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられる。

(4) 各制度との連携

拠点等は、障がい者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障がい福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要である。

▷関係者との継続的な連携の場、協議の場を設置予定